

# 電気工作物作業停止取扱ルール

2020年3月

福島送電株式会社

目次

1	本ルールを適用する業務範囲	1
2	目的	1
3	基本方針	1
4	用語の定義	2
5	責任と権限	3
6	作業停止計画の基本事項	4
6. 1	作業停止計画の種別	4
6. 2	作業停止の取扱種別と担当箇所	4
6. 3	停止手続責任者	5
6. 4	「申入れ作業」の適用	7
6. 5	「緊急停止」または「事故停止」した設備の作業の扱い	7
6. 6	作業停止調整の考え方	7
7	業務手順	9
8	手順別作業方法	10
8. 1	作業停止計画の策定手順	10
8. 2	停止決定の手順	12
8. 3	月間作業停止計画を追加または変更（中止を含む）する場合の扱い	13
8. 4	日直・宿直の業務	14
8. 5	作業停止実績等の集約	15

## 1 本ルールを適用する業務範囲

本ルールは、次の業務範囲に適用する。

○当社が維持・運用する系統における当社および他社の下記の電気工作物の作業停止

- ・変電所、開閉所および送電線などの送電・変電設備
- ・発電者の発電・需要設備
- ・需要者の需要設備

なお、作業停止には次のものを含む。

- ・送変電設備の設備能力に直接影響する設備（装置）の停止
- ・系統保護装置および系統制御装置、ならびにこれらに関する電子通信設備の停止
- ・融通計量装置および取引用計量装置の停止
- ・「申入れ作業」

○給電所の給電指令範囲ならびに制御可能範囲内の新・増設設備等（設備の更新・仮設備を含む）を電力系統に接続する場合の系統運用に関する業務

## 2 目的

本ルールは、当社系統における

○電力系統接続者の電気工作物の作業停止の円滑かつ合理的な実施ならびに作業安全の確保

○電気工作物の作業停止時の当社エリア内の需給の均衡ならびに供給信頼度の維持

○適正な作業停止計画の策定による業務処理の的確化および省力化

を目的として、設備保全、建設工事などによる電気工作物の作業停止の実施時期・期間についての計画策定から実施までの業務の的確・円滑な遂行をはかるため、遵守すべき事項を示したものである。

## 3 基本方針

「2 目的」に記載のとおり、電気工作物作業停止業務の的確・円滑な遂行をはかるとともに、その業務遂行にあたっては、以下の行為を行わない。

○業務上知り得た振替供給等業務にかかわる情報について、振替供給等業務以外の目的に利用、提供すること。

○特定の当社部門・発電者・需要者に対し不当に優先的な取扱いをし、もしくは利益を与え、または不当に不利な取扱いをし、もしくは不利益を与えること。

#### 4 用語の定義

用語	定義
作業停止計画の種別	対象期間や計画内容により分類した作業停止計画の分類をいう。「電源Ⅰ作業停止計画」、「年間作業停止計画（基幹系統，乙Ⅰ種）」、「月間作業停止計画（電源Ⅰ・系統）」の3種類がある。
作業停止の取扱種別	作業停止の対象となる取扱設備の系統特性や運用目的に応じた分類をいい、その取扱う設備、担当箇所に応じて甲Ⅰ種、甲Ⅱ種、乙Ⅰ種、乙Ⅱ種ならびに丙種の5種類がある。
停止手続責任者	作業停止の計画・実施にあたって、業務を安全かつ円滑・的確に遂行するため、作業箇所毎に設置する業務運行上の責任者をいう。
広域機関	電力広域的運営推進機関をいう。
当社	福島送電株式会社をいう。
東京電力PG	東京電力パワーグリッド株式会社をいう。
TDS	東京電設サービス株式会社をいう。
他社	当社および東京電力PG以外の会社をいう。
監視制御箇所	当社電力系統の系統操作指令機関、また作業停止計画の策定、停止決定に関する業務を取り扱う箇所であり、具体的には東京電設サービス監視センター（以下、TDS監視センターという）をいう。 なお、停止手続き・連絡については、一括して東京電力PG系統給電指令所にて実施する箇所である。
制御箇所	TDS監視センター、東京電力PG500kV東制御所
契約者	託送供給等約款に基づいて、東京電力PGと接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者、一般送配電事業者、特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行う者をいう。
発電者	小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を発電する者をいう。
需要者	契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいう。
電力系統接続者	発電者ならびに需要者の総称をいう。
関係事業者	発電制約の対象となる発電計画提出者のことをいう。
給電指令範囲	東京電力PG系統給電指令所が、直接給電指令を担当する電力系統をいう。
系統操作指令範囲	TDS監視センターが、直接給電指令を担当する電力系統をいう。
自主運用範囲	制御箇所、変電所で電力系統運用に影響が少なく、自所のみで判断し運用できる変電設備などをいう。

用語	定義
申入れ作業	活線作業、充電部近接作業などにおいて、人身安全、または設備保全のため、使用中の送電線路事故時に再送電を一時見合わせる必要があると判断される作業をいう。
広域連系系統	連系線及び地内基幹送電線（最上位電圧から2階級）の送電線、最上位電圧から2階級の母線、最上位電圧から2階級を連系する変圧器をいう。
広域連系系統等	広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える流通設備のことをいう。
基幹系統	電力系統全体の骨格をなし、全系統に重要な影響を及ぼす系統をいう。超高圧以上の連系系統等をいう。
地方系統	基幹系統以外の地域的な供給系統をいう。
当社エリア	当社が供給する区域
諸試験	新・増設等により設備を電力系統に接続するための常規対地電圧印加確認試験・電圧電流位相測定等の試験をいう（制御回路等の更新等に伴う試験を含む）

## 5 責任と権限

	職務	責任者	責任と権限
当社	設備総括管理箇所長	設備運用責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間・月間作業停止計画（丙種）の承認</li> <li>・作業停止実施の決定（丙種）</li> <li>・停止作業の要求（停止手続き責任者）</li> </ul> ※年間・月間作業停止計画（乙種・甲種）の承認および作業停止実施の決定は、東京電力PGで実施
TDS 監視センター	運転受託箇所長	監視センター所長	・年間・月間作業停止計画（丙種）の確認
	運転総括者	監視センター副所長	・年間・月間作業停止計画（丙種）の策定

## 6 作業停止計画の基本事項

### 6.1 作業停止計画の種別

電力系統接続者の作業停止の実施時期を調整・計画する作業停止計画は、対象期間により下表のとおりとする。

作業停止計画の種別 【計画種別実施頻度】 《停止取扱担当箇所》	対象期間	計画内容
年間作業停止計画 【年間計画（年1回実施）】 《東京電力PG》 《TDS監視センター》	3箇年分 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>送変電設備の停止作業について、停止の時期・期間などに関して検討・調整を行った3箇年分の作業停止計画</li> <li>設備停止が円滑に実施できるよう系統運用、設備運用、工事実施の各面で事前の諸対策を確立し、必要により設備計画への反映を図る</li> <li>設備投資・費用計画との整合を図る</li> </ul>
月間作業停止計画 【月間計画（毎月実施）】 《東京電力PG》 《TDS監視センター》	1箇月分 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>遮断器情報の停止、送変電設備の停止作業について、停止の時期・期間などに関して検討・調整を行った翌月分（翌々月）の全ての作業停止計画。</li> </ul>

(注1) 広域機関へ提出する内容は、2箇年分とする。

(注2) 広域機関へ提出する内容は、2箇月分とする。

### 6.2 作業停止の取扱種別と担当箇所

作業停止の取扱種別は、系統特性や運用目的に応じて、甲Ⅰ種、甲Ⅱ種、乙Ⅰ種、乙Ⅱ種、丙種の5種類とし、その取扱う設備、ならびに計画策定および停止決定に関する業務を取扱う担当箇所は、下表のとおりとする。

種別	担当箇所			取り扱う設備
	電源作業 停止計画	年間作業 停止計画	月間作業 停止計画	
甲Ⅰ種	東京電力 PG	東京電力 PG	東京電力 PG	東京電力PGエリアの需給運用に係わる発電設備。連系線及び連系線の運用容量に影響を与える流通設備
甲Ⅱ種	—	東京電力 PG	東京電力 PG	全系的な視野のもとに、総合運用する必要のある基幹系統（原則として275kV以上の連系系統）

種別	担当箇所			取り扱う設備
	電源作業 停止計画	年間作業 停止計画	月間作業 停止計画	
乙Ⅰ種	—	東京電力 P G	東京電力 P G	基幹系統の運用との関連を考慮するとともに、供給系統として地域的なブロック内の連系を考慮して運用すべき系統（原則として275kVの供給系統および154kV以下の系統）
乙Ⅱ種	—	—	東京電力 P G	需要者、発電者と接続する22kV系統
丙種	—	T D S 監 視センタ ー	T D S 監 視センタ ー	当社電力系統内の送変電設備運用範囲内の設備の作業による停止、ならびに送電線路の「申入れ作業」（注1）

※遮断器取替や変圧器取替等の大型工事など、東京電力P Gの停止と整合を図る必要がある場合は、年間作業停止計画段階から、関係給電所と調整を行う場合がある。

### 6. 3 停止手続責任者

#### (1) 停止手続責任者の設置

作業停止の計画・実施にあたって、業務を安全かつ円滑・的確に遂行するため、作業箇所は停止手続責任者を設置する。

なお、あらかじめ停止手続責任者の代務者についても定めておく。

#### (2) 停止手続責任者

作業箇所の停止手続責任者は、下表のとおりとする。

作業箇所		停止手続責任者
当社設備	当社送電線路・変電所・開閉所・電子通信設備	設備運用責任者
他社設備	東京電力P G送変電設備	協定書に基づく実施細目で確認している責任者
電力系統接続者		申合書等で確認している責任者
連系線および連系線の運用容量に影響を与える流通設備		協定書に基づく実施細目で確認している責任者
その他関連設備	特別高圧受電所内に設置されている東京電力P Gの取引用計量装置	東京電力P G浜通り電力所設備総括グループマネージャー

(3) 停止手続責任者（または代務者以下同様）の業務

- a. 停止手続責任者は、設備の作業停止計画段階における原案作成、計画の追加・変更（中止を含む）などの手続き、ならびに停止決定通知の確認と作業方への連絡などを行い、また実施段階における停止設備の受渡し、作業方への連絡、作業の進捗状況を把握して作業を緊急に中断した場合の復旧時間の予測、ならびに作業終了後のTDS監視センターへの停止設備の引渡しなどを行う。
- b. 停止手続責任者は、作業停止計画の原案作成にあたっては、停止の必要性を判断のうえ的確な停止範囲、適正な所要時間を設定するとともに、適切な短絡接地着脱箇所を指定する。また、作業の実施にあたっては、必要により事故時に対応して作業箇所との連絡の強化を実施する。
- c. 停止手続責任者は、設備の停止を必要とする作業にあたっては、必ず停止手続きを行いその決定の後、作業を行うこととし、停止手続きを行わない限り、設備が停止中（運用停止中および事故停止中を含む）であっても作業方に作業を行わせてはならない。
- d. 停止手続責任者は、作業停止の実施中はTDS監視センター及び当該作業箇所との連絡が常にとれるようしておく。

(4) 停止手続責任者に関する具体的取扱い

停止作業手続きを行う停止手続責任者は、原則として作業を実施する設備の設備所管箇所の停止手続責任者とするが、その具体的取扱いは、次のとおりとする。

- a. 部門間で運転（保守）委託された設備を停止する場合は、運転（保守）委託を受けた側の停止手続責任者が停止手続きを行う。
- b. 発電者および需要者の所内に設備されている当社保護リレーの停止、およびこれに伴って送配電線路を停止する場合は、当該保護リレーの保守を担当する箇所の停止手続責任者が停止手続きを行う。
- c. 送電部門が送配電線路の作業のため、送配電線の直列機器を停止する必要がある場合（他社設備除く）、または変電所、開閉所が送配電線の直列機器の作業のため送配電線路を停止する必要がある場合は、作業を行う側の停止手続責任者が停止手続きを行う。

また、搬送結合装置の作業のため送配電線路を停止する必要がある場合は、当該送配電線路の保守を担当する箇所の停止手続責任者が停止手続きを行う。この場合、電子通信部門は事前に送電部門に対し作業連絡を行う。

ここで、送配電線の直列機器とは、送配電線路用遮断器、断路器、電圧変成器、計器用変流器、搬送結合装置（ライントラップ（旧ブロッキングコイル）、カップリングコンデンサなど）をいう。



- d. 送配電線路の作業のため、当該送配電線路に接続される保守範囲外の送配電線路を停止する必要がある場合は、作業を行う側の停止手続責任者が停止手続きを行う。  
(例：複数の保守担当箇所が跨る送配電線路の場合、作業を行う箇所の停止手続責任者が送配電線全線の作業停止手続きを行う)  
ただし、建設所などの新設工事で既設設備の停止を必要とする場合は、既設設備の停止手続責任者が停止手続きを行う
- e. 送配電線路およびOPGWに関連する作業により情報伝送系が停止しする場合も、停止手続きを行う。

#### 6. 4 「申入れ作業」の適用

停止手続責任者（または代務者以下同様）は、活線作業、充電部近接作業などにおいて、個々の作業における設備規模、作業環境、作業内容・工法、および使用される資機材工具などを勘案のうえ、人身安全、設備保全上、使用中設備の事故時に再送電を一時中止しなければならないと判断した場合、停止作業と同様に「申入れ作業」の手続きを行う。

なお、停止手続責任者は、必要により作業内容確認者を指名し、「申入れ作業」の実施要否確認を行わせるなど、判断の的確化に努める。

#### 6. 5 「緊急停止」または「事故停止」した設備の作業の取扱い

不測の理由により緊急停止した設備の作業を行う場合、または事故停止中の設備の復旧作業を行う場合、停止手続責任者または代務者は、TDS監視センターに停止要求を行い、設備総括管理箇所長または基幹系統給電指令所当直長が停止決定した後、作業を実施する。

#### 6. 6 作業停止調整の考え方

設備の作業停止にあたっては、人身安全と設備保全の確保を前提に、作業停止の円滑かつ合理的な実施ならびに設備の作業停止時の当社エリア内の需給の均衡ならびに供給信頼度の確保などを勘案して、適切な停止時期を選定する。また、選定にあたっては、下表の各項について検討する。

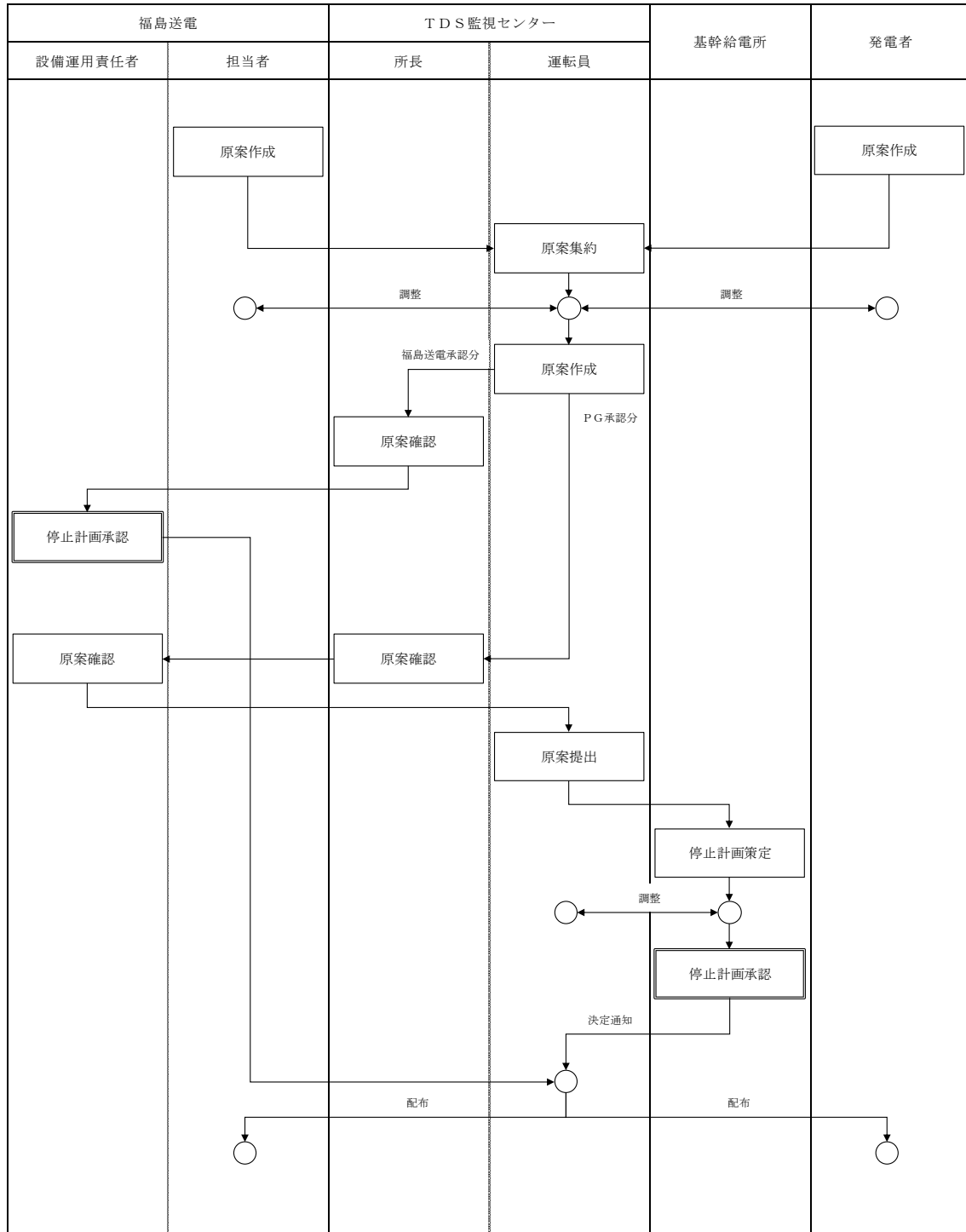
検討項目	主な検討事項
工事内容	停止作業の必要性, 停止範囲, 工法, 工期, 工事量, 作業員の確保 など
安全	人身安全, 設備保全 (短絡・地絡電流, 設備の熱容量) など
電力品質	規定周波数の維持 (需給の均衡, 調整力の保有), 規定電圧の保持, 高調波・フリッカー など
供給信頼度	停電頻度, 停電量, 停電継続時間, 停電設備, 系統安定度, 電圧安定性 など
効率性	送電損失 など
環境	地域対応, 漁業・観光等への影響, 下流補給 など
需要者への直接の影響	停電, 本線・予備線停止了解, 操業, 作業計画 など

(運用方法)

- ・設備の作業停止にあたっては、TDS 監視センターは停止手続責任者 (または代務者 以下同様) と、作業予定を相互に連絡しあうこととし、作業内容を確認するとともに、その実施について協議を行う。
- ・新・増設工事に関連する停止で、竣工の時期を遅らせることができない場合は、一般補修作業などに優先して計画する。
- ・発電者・需要者間の利害の対立等により調整が困難な状況にある場合には、関係箇所と調整のうえ、公平、中立な判断を行うものとする。

## 7 業務手順

### (1) 年間・月間作業停止計画の業務フロー



## 8 手順別作業方法

### 8.1 作業停止計画の策定手順

#### (1) 作業停止計画の策定手順

##### a. 年間作業停止計画

###### (a)計画原案の提出

i 停止手続責任者は、以下の原案をTDS監視センターへ提出する。TDS監視センターは、集約・調整の上、原則として、毎年5月下旬までに東京電力PGに提出する。

- ・翌年度ならびに翌々年度における全ての停止計画
- ・翌々々年度の停止期間が8日以上、東京電力PGが承認する「66kV大熊線2Lに関わる停止計画（通信設備含む）」、および東京電力PGと協議が必要な「都路変電所500kV母線に関わる停止計画」（1日以上、停止についても把握している件名については、全て提出する）

また、計画原案提出後に、設備投資・費用計画の策定方針変更などにより計画原案の見直しが必要となった場合には、10月上旬までに変更内容・変更理由をTDS監視センターに提出する。

TDS監視センターは、提出された停止計画原案を集約し、設備ごとの停止日等を調整のうえ、基幹系統給電指令所への要求が必要である停止計画原案は、毎年5月下旬までに基幹系統給電指令所に提出する。

原案の作成にあたっては、停止範囲、日数など十分な検討を行う。やむを得ず、提出後に停止計画原案の変更が生じた場合には、すみやかに変更内容および変更理由を提出する。

なお、発電者は申合書等の記載に準じて、作業停止計画原案をTDS監視センターへ提出する。

###### (b)停止計画の調整・承認

i TDS監視センターは、翌年度から3箇年分の年間作業停止計画を関係箇所と調整のうえ策定する。

ii 作業停止計画はTDS監視センター所長が確認のうえ、設備総括管理箇所長が承認する。

###### (c)計画表の送付

TDS監視センターは、年間作業停止計画の計画表を関係箇所に送付する。

###### (d)策定スケジュール

年間作業計画の策定に伴う原案提出期日、承認後の計画表送付期日ならびに策定方法を上記に示しているが、TDS監視センターは計画策定規模、関係箇所との調整方法などの実態から、関係箇所との合意のうえで、策定期日および策定方法を定

めることができる。

b. 月間作業停止計画

(a)計画原案の提出

i 送変電設備、発電設備ほか

停止手続責任者は、翌々月分の全ての送変電設備および全ての発電設備などの停止計画原案を、毎月15日までにTDS監視センターに提出する（発電者は給電申合書記載期日）。

TDS監視センターは、当社からの停止計画原案と電力系統接続者の停止計画原案を含め、設備ごとの停止日等を調整のうえ、基幹系統給電指令所への要求が必要である停止計画原案は基幹系統給電指令所に提出する。

原案の作成にあたっては、停止範囲、日数など十分な検討を行う。やむを得ず、提出後に停止計画原案の変更が生じた場合には、すみやかに変更内容および変更理由を提出する。

なお、発電者は申合書等の記載に準じて、作業停止計画原案をTDS監視センターへ提出する。

(b)作業停止計画の調整・承認

i TDS監視センターは、翌々月分の作業停止計画を関係箇所と調整のうえ策定する。

ii 作業停止計画はTDS監視センター所長が確認のうえ、設備総括管理箇所長が承認する。

(c)計画表の送付

TDS監視センターは、毎月20日（発電者は給電申合書記載期日）までに承認者の承認を受け、翌月の月間作業停止計画の計画表を関係箇所に送付する。

(d)策定スケジュール

月間作業計画の策定に伴う原案提出期日、承認後の計画表送付期日ならびに策定方法を上記に示しているが、計画担当箇所ごとの計画策定規模、関係箇所との調整方法などの実態から、関係箇所との合意のうえで、計画担当箇所ごとに策定期日および策定方法を定めることができる。

(2) 作業停止計画原案の提出内容

a. 送変電設備・発電設備などの停止計画原案

停止設備、作業開始・終了日時、作業内容、A接地の有無、緊急時の復旧時間など作業開始・終了時刻は設備ごとに下表による。

作業停止設備	停止予定時刻 (作業開始時刻)	復旧予定時刻 (作業終了時刻)
送変電設備、発電設備	当該設備を停止（遮断器を開放）する時刻	当該設備を使用（遮断器を投入）する時刻
保護継電器および各種制御装置	当該装置をロックする時刻	当該装置を使用する時刻

### (3) 停止調整会議の実施

- a. 年間作業停止計画および月間作業停止計画について、工事件名が系統運用上長期にわたり影響を与える場合、または関係箇所が多い場合等、関係箇所が集まって調整することが適切と判断される場合は、必要に応じて停止調整会議を開催し、工事方法、工事期間および実施時期を関係箇所と協議し作業停止計画を策定する。
- b. 当社以外の事業者との停止調整会議を行う場合は、他事業者の電源運転状況等の情報遮断を確実にを行うために、関係する作業停止計画に限定して実施する。

## 8. 2 停止決定の手順

### (1) 作業停止の決定者

停止決定者は、次のとおりとする。

- a. 設備総括管理箇所長、ただし、緊急を要する場合はTDS監視センター運転員
- b. 基幹系統給電指令所へ提出し作業停止計画が東京電力PGにて承認された計画は、基幹系統給電指令所へ連絡後、東京電力PGが決定者とする、ただし、緊急を要する場合はTDS監視センター運転員

ただし、都路変電所にて緊急を要する場合は、東京電力PG 500kV東制御所設備運用責任者とする。

### (2) 作業停止の決定手順

- a. 承認された月間作業停止計画どおり停止作業を実施する場合

#### ①停止要求

停止手続責任者からTDS監視センターへの停止要求は行わない。

#### ②停止決定通知

TDS監視センターから停止手続責任者への停止決定通知は、以下の期日までに行う。ただし、TDS監視センターは月間作業停止計画策定時点であらかじめ決定できる停止は、月間作業停止計画にその旨を明記し、停止決定通知に替える。

#### ○通常期間

4営業日前まで

○特異期間

- ・ゴールデンウィーク期間

毎年4月25日まで（※）または4営業日までのいずれか早い日

- ・年末年始期間

毎年12月25日まで（※）または4営業日までのいずれか早い日

※休日の場合は前営業日

③操作箇所への決定連絡

TDS監視センターから操作箇所停止予定の設備を実際に操作する箇所への決定連絡は行わない。

- b. 承認された月間作業停止計画から停止作業を追加・変更（中止を含む）する場合  
「8.3 月間作業停止計画を追加または変更（中止を含む）する場合の取扱い」による。

8.3 月間作業停止計画を追加または変更（中止を含む）する場合の取扱い

月間作業停止計画の承認後において、トラブル等やむを得ず停止機器、停止期間などを追加・変更（中止を含む）。また、給電所の指令の内容および時刻が変更となる場合も含む）する必要が生じた場合、または新たな停止が必要となった場合の手続は次による。

(1) 停止手続責任者側の理由で追加・変更する場合

a. 時間的余裕のある場合

①停止要求

停止手続責任者はTDS監視センターに、追加・変更内容が判明しだいすみやかに、電話ならびにメール等により停止要求を行う。期日は以下のとおりとする。

○通常期間

6営業日前まで

○特異期間

- ・ゴールデンウィーク期間

毎年4月20日まで（※）または6営業日までのいずれか早い日

- ・年末年始期間

毎年12月20日まで（※）または6営業日までのいずれか早い日

※休日の場合は前営業日

②停止決定通知

「8.2 停止手順の決定（2）作業停止の決定手順a項②に同じ。

③操作箇所への決定連絡

TDS監視センターは停止決定後、操作箇所への決定連絡を行う。なお、中止の場合は中止連絡を行う。

b. 時間的余裕のない場合

- a 項による手続きを行う時間的余裕がない場合、停止手続責任者または代務者は、電話ならびに作業停止計画表の様式で F a x などにより T D S 監視センターに停止要求する。
- T D S 監視センターは、関係箇所と調整のうえ停止決定を行い、停止手続責任者または代務者への停止決定通知および操作箇所などへの停止連絡を行う。  
ただし、作業停止の追加・変更は、設備トラブルにより速やかに停止が必要となる場合以外では、供給信頼度上、問題ない場合に限る。

c. 緊急停止ならびに事故停止した場合

- 停止手続責任者または代務者は、T D S 監視センターに電話などで停止要求する。
- T D S 監視センターは停止決定後、停止手続責任者または代務者への停止決定通知および操作箇所などへの停止連絡を行う。

(2) 停止決定者側の理由で変更する場合

停止決定後においても、やむを得ない事情（事故、エリアの需給状況、気象状況など）が生じた場合は、T D S 監視センターは停止実施前に変更または中止することができる。この場合、T D S 監視センターは関係箇所と打合せのうえ停止決定（中止を含む）を行い停止手続責任者または代務者への停止決定通知および操作箇所などへの停止連絡を行う。

8. 4 日直・宿直の業務

(1) 操作手順の打合せ

- a. T D S 監視センターと操作箇所は、緊急時を除き操作手順の事前打合せを行う。
- b. 操作手順の事前打合せは、原則として操作実施日の前日までに行う。

(2) 作業停止実施時の運用

- a. 停止手続責任者または代務者は、作業実施予定日の天候急変等により作業見合わせおよび中止となる場合には、停止予定時刻の1時間前までにT D S 監視センターへ連絡を行う。
- b. T D S 監視センターは、停止手続責任者または代務者から予定停止作業の作業見合わせ、および中止の連絡がない限り、エリアの系統状況・気象状況等を判断のうえ、予定どおり作業停止が実施できる場合は、予定時刻に停止操作を行った後、停止手続責任者または代務者に停止操作終了を連絡する。このため、停止要求箇所は事務所以外の連絡先を指定する場合は、指定したい連絡先を停止予定時刻の1時間前までに、T D S 監視センターへ連絡する。また、T D S 監視センターは



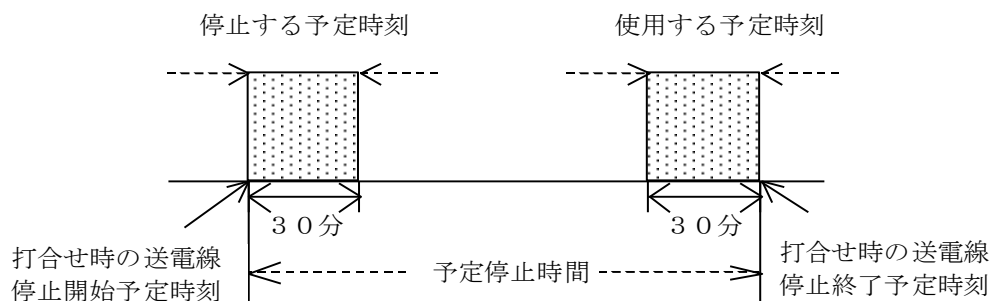
予定時刻通りに作業停止ができない場合は、停止予定時刻を停止手続責任者または代務者へ連絡する。

- c. 停止手続責任者または代務者は、停止作業が終了した場合は、すみやかにTDS監視センターに停止作業終了を連絡する。停止作業終了の連絡を受けたTDS監視センターは、停止手続責任者または代務者に使用または復旧予定時刻を連絡のうえ使用または復旧操作を行う。
- d. 停止手続責任者または代務者は、やむを得ない理由で停止作業の終了が遅延するおそれがある場合、当初の終了予定時刻の1時間程度前までにその状況をTDS監視センターに連絡する。TDS監視センターは、関係給電所、操作箇所（他社および発電者・需要者を含む）などと協議のうえ、その処置を停止手続責任者または代務者に連絡する。

注：当社以外の電力系統接続者の停止を伴う場合の予定時刻の解明

- 送電線を停止する予定時刻には、打ち合わせ時の予定時刻以後30分を含むものとする。
- 送電線を使用する予定時刻には、打ち合わせ時の予定時刻以前30分を含むものとする。

[送電線停止・使用時の予定時刻の解明]



## 8. 5 作業停止実績等の集約

### (1) 停止実績の通知

発電者の本線停止の実績をTDS監視センターは、毎月、福島送電へ通知する。

当社企画部は、通知された停止実績を東京電力PGネットワークサービスセンターへ報告する。